特定五―三六	二八二仙北八―三七号	〃	〃	〃
特定五―三七	兵庫養父特一号	〃	兵庫県養父市大屋町和田	〃
特定五―三八	兵庫養父特二号	〃	田淵一五一	〃
特定五―三九	兵庫養父特三号	〃	〃	〃
特定五―四〇	兵庫養父特四号	〃	〃	〃
特定五―四一	兵庫養父特五号	〃	〃	〃
特定五―四二	兵庫美方特一号	〃	兵庫県美方郡新温泉町七釜霜月谷一八	〃
特定五―四三	兵庫美方特二号	〃	〃	〃
特定五―四四	兵庫氷上特一号	〃	兵庫県丹波市山南町玉巻奥後二〇	〃
特定五―四五	兵庫氷上特二号	〃	〃	〃
特定五―四六	兵庫氷上特三号	〃	〃	〃

○経済産業省告示第二十五号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十六条第四項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十八条第四項、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十条第二項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十七条第四項、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第十四条第二項及び第三十二条第二項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項、第七十四条第四項及び第百九条第三項の規定に基づき、これらの規定の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和六年三月十九日

経済産業大臣　齋藤　健

1　事由及び経済産業大臣が認める場合

令和六年能登半島地震

2　経済産業大臣が定める期間

一　令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（次号において「特定被災区域」という。）内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であって、その次に掲げる期間が令和六年三月三十一日に終了するものについては、当該期間を一年間延長する。

イ　液化石油ガス保安規則第六十六条第一項及び第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及び第二項並びにコンビナート等保安規則第二十七条第一項及び第二項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

ロ　液化石油ガス保安規則第六十六条第二項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第二項及びコンビナート等保安規則第二十七条第二項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

ハ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第十四条第一項の規定によりエネルギー理企画推進者に講習を受けさせなければならない期間及び同令第三十二条第一項の規定によりエネルギー管理員に講習を受けさせなければならない期間

二　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間、同令第七十四条第二項及び第三項の規定により充てん作業者が再講習を受けなければならない期間並びに同令第百九条第一項及び第二項の規定により液化石油ガス設備士が講習を受けなければならない期間

二　特定被災区域内に所在する工場若しくは事業所その他事業場に従事する者又は居住地を有する者であって、その次に掲げる期間が令和六年一月一日から六月三十日までの間に終了するものについては、当該期間を六月間延長する。

イ　液化石油ガス保安規則第六十六条第三項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第三項及びコンビナート等保安規則第二十七条第三項の規定により保安係員及び保安主任者に講習を受けさせなければならない期間

ロ　液化石油ガス保安規則第六十六条第一項、一般高圧ガス保安規則第六十八条第一項及びコンビナート等保安規則第二十七条第一項の規定により保安企画推進員に講習を受けさせなければならない期間

ハ　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第二十三条第三項の規定により業務主任者に講習を受けさせなければならない期間

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第千三百二十四号水戸・勝田都市計画公園事業九・七・〇〇二常陸海浜公園

三　事業施行期間　自令和六年三月十九日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第百八十四号

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案（事案番号令六第六〇〇一号）については、令和六年二月二十九日付け国運審第五十五号により、運輸審議会から、標準的な運賃として定めることが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和六年三月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

○国土交通省告示第百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和六年三月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

乗越川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川、道路及び畦畔のうちその接している区間の河川敷、道路敷及び畦畔

京都府綴喜郡井手町大字多賀

小字丸山　一番二

一番六及び一番七

四番二

六番二

二〇番二から二〇番四まで

小字新造

九番二

九番五

一〇番二

一〇番五

一四番二

一五番二

二二番二

二三番二

二四番二

二五番二

三一番二

○国土交通省告示第百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和六年三月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫